

令和8年度省エネ点検・改修キャンペーン業務委託 落札者決定基準

第1 総則

本評価基準は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する「令和8年度省エネ点検・改修キャンペーン」において、「令和8年度省エネ点検・改修キャンペーン業務委託募集要領」に基づき応募のあった提案を審査し、事業者を選定するための基準を定めることを目的とする。

なお、当該提案の審査は、公社が設置する「令和8年度省エネ点検・改修キャンペーン業務委託審査委員会」（以下「委員会」という。）において実施する。

第2 事業実施者の選定方法

1 概要

委員会が、応募者から提出された企画提案書等並びに提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答に基づき、各項目の審査を実施し、事業者を選定する。ただし、合計点が最も高い者が2者以上いた場合には、くじ引きにより事業実施者を決定する。

2 審査及び採点

- （1）審査は、委員会の各委員の総意をもって決する。
- （2）各委員の審査の得点の上限は200点として、別紙「評価項目、評価の観点及び配点」に応じ得点を付与する。
- （3）各委員は、提案者によるプレゼンテーション、委員による審議及び必要に応じ提案内容に関するヒアリングを実施した上で、採点を行うものとする。
- （4）各委員が採点した得点を合算したものを合計点とし、合計点が最も高い者を事業実施者として選定する。

なお、事業者の決定が取り消された場合には、点数が次に高い提案者を事業実施者とする。

- （5）委員長が必要と判断した場合は、審査の結果等について委員会の各委員と協議を行い、（2）から（4）までに定める採点方法等について変更することができる。

第3 評価基準

別紙「評価項目、評価の観点及び配点」の（1）から（5）について、以下の0から5までの6段階評価で算出する。

段階	内容
5	優れている提案（記載）があり、具体性や根拠が十分にある
4	やや優れている提案（記載）があり、具体性や根拠がある
3	普通の提案
2	提案（記載）はあるがやや趣旨に合わない、または具体性や根拠が乏しい
1	提案（記載）はあるが、趣旨に合わない、または具体性や根拠がない
0	提案（記載）なし

令和8年度省エネ点検・改修キャンペーン業務委託
評価項目、評価の観点及び配点

評価項目	配点	評価の観点	
(1) 全体進行管理	15	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施スケジュールが以下のとおり実行できるようになっているか <ul style="list-style-type: none"> -省エネ点検アドバイザーの派遣申込受付及び分譲集合住宅（各戸）向けオンライン相談申込受付を、遅くとも令和8年6月中旬までに開始すること -1から4までのアドバイザー派遣事業の申込受付システムは令和8年7月30日までに運用を開始すること -省エネ点検申込の受付期間の終期は、令和9年3月31日までに点検が行えるよう委託者と協議の上決定すること。なお、期間内は随時受付を行う -令和9年3月31日までに、事業実施に係る実績報告書を提出 	
(2) 事務局運営	1. 事務局体制整備	30	(全体) <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施体制の構築及び業務毎に責任者を選任しているか ・受付からアンケート収集までの一連の流れが明確に提案されているか (省エネ点検アドバイザー) ・アドバイザーの予算規模に合わせた必要な人員確保が計画されているか
	2. システムの構築、選定及び運用保守	20	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務において必要なシステム構築または選定の計画がされているか
	3. 特設サイトの構築及び運用、広報の実施	20	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要、申込、省エネ設備等の導入効果等をまとめた特設サイトの構築が計画されているか ・キャンペーン申込者の増加に繋がる効果的な広報が計画されているか
	4. 省エネ点検アドバイザーの選定及び派遣調整	25	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ設備等に関して住宅の点検及びその結果に基づく適切な助言を行うことのできる省エネ点検アドバイザーを選定する方法・計画は適切か ・省エネ点検アドバイザー派遣の申込受付をした際にアドバイザーの派遣の調整を行い、申込確定後にアドバイザー人員調整の都合で日程変更やキャンセルが発生しないように計画されているか
	5. 点検及び助言	20	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ点検アドバイザーが現在の省エネ設備等の状況（省エネ性能、劣化状況など）を把握し、点検申込者へ説明する方法は提案されているか ・点検申込者ごとの住宅状況に合わせて、「高断熱ドア」、「高断熱窓」又は「高効率給湯器」を自由に組み合わせて、改修に関する助言をわかりやすく行う方法を提案されているか
	6. オンライン相談	20	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅への訪問を希望しない省エネ設備等の導入検討者、1～3アドバイザー派遣後に窓、ドア、または給湯器について詳しい相談を希望する人向けに、改修メリット、活用できる補助金等及び省エネ改修事業者等に関するオンライン相談を受け付ける方法が提案されているか
	7. 点検申込者へのフォローアップ	20	<ul style="list-style-type: none"> ・点検実施者に対し、改修の後押しになるよう、改修へ踏み切れない理由を確認したうえで状況に合わせて以下アドバイスを行う提案になっているか <ul style="list-style-type: none"> -点検結果に基づく改修メリット -活用できる補助金等の情報提供 -省エネ改修事業者の情報提供
	8. 問合せ対応	10	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せ及び苦情へ対応するため、コールセンター等の設置が計画されているか

評価項目	配点	評価の観点
(3) 業務実施体制と実績	10	<ul style="list-style-type: none">・過去に同規模の事務局業務を手掛けた実績があり、各施策を実行する際に関係各所との連絡・調整及び必要な資料作成など、プロジェクト進行がスムーズに進められる体制が構築できているか・成果に応じて、計画を迅速に見直し、再構築・実行を行う体制となっているか
(4) セキュリティ管理体制	5	<ul style="list-style-type: none">・社内のシステムに係るセキュリティ及び個人情報保護、機密保持についてのポリシー及び本契約の履行に関するそれらの体制等が記述されているか
(5) 積算	5	<ul style="list-style-type: none">・業務内容を理解し、妥当性のある積算がされているか